

# 岐阜県公報

第二千九百八十八号  
平成三十年十月九日  
(火曜日)

## 目次

### 告示

土壤汚染対策法に基づく変更の届出をしなければならない

区域の指定

道路の供用開始

都市計画下水道事業の変更認可(公共下水道)

### 公報

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

### 雑報

「岐阜羽島衛生施設組合次期」ごみ処理施設整備事業」に係る環境影響評価方法書の公告

### 岐阜県告示第五百号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を次のとおり指定する。

平成三十年十月九日

岐阜県知事 古田 肇

## 告示

一 形質変更時要届出区域

加茂郡坂祝町酒倉字南高見二三五三番一及び四の一部

二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第四十七条の土壤溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類

トリクロロエチレン

### 岐阜県告示第五百一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成三十年十月九日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県可茂土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年十月九日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区間	延長(メートル)	供用開始の期日	備考(区域又は他の決定又は変更の年月日)
県道	金山線	加茂郡七宗町上麻生字一本木 二四三四番一地从先から 同郡同町同字下モ切 平二六八七番地先まで	三五・九	平成 三〇・一〇・九	平成 三〇・一〇・九 平成 二六・一〇・二六 平成 一五・一〇・一五

岐阜県告示第五百二号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により揖斐都市計画下水道事業の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定により次のとおり告示する。

平成三十年十月九日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 施行者の名称  
池田町
- 二 都市計画事業の種類及び名称  
揖斐都市計画下水道事業 池田町公共下水道
- 三 事業施行期間  
平成十年一月十六日から  
平成三十七年三月三十一日まで
- 四 事業地  
事業地を表示する図面において表示する。

公 示

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があつたので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成三十年十月九日から四月間岐阜県商工労働部商業・金融課において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見を提出することができる。

平成三十年十月九日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 届出年月日  
平成三十年九月二十七日
- 二 届出者の氏名又は名称  
イオンタウン株式会社
- 三 建物の名称及び所在地  
イオンタウン本巢  
本巢市政田字下西浦一九八六番 外
- 四 変更した事項  
大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名  
(変更前) イオンタウン株式会社 代表取締役 大門 淳  
(変更後) イオンタウン株式会社 代表取締役 加藤 久誠  
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
(変更前) イオンビッグ株式会社 代表取締役 鈴木 新樹  
愛知県名古屋市中村区名駅五丁目二五番一号  
(変更後) イオンビッグ株式会社 代表取締役 宮崎 剛 外四者

愛知県名古屋市中村区名駅五丁目二五番八号

雑報

「岐阜羽鳥衛生施設組合次期ごみ処理施設整備事業」に係る環境影響評価方法書の公告

岐阜県環境影響評価条例（平成七年岐阜県条例第十号）第七条の規定により環境影響評価方法書を作成したため、同条例第八条第一項、第八条の二第二項及び第四十六条第一項の規定により、次のとおり公告します。

平成三十年十月九日

羽鳥市長 松井 聡

一 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

1 名称 岐阜羽鳥衛生施設組合

2 代表者の氏名 管理者 岐阜市長 柴橋正直

3 主たる事務所の所在地 岐阜市境川五丁目一四七番地

二 対象事業の名称及び種類

1 名称 岐阜羽鳥衛生施設組合次期ごみ処理施設整備事業

2 種類 廃棄物処理施設の建設（岐阜県環境影響評価条例対象事業）

三 対象事業が実施されるべき区域

四 関係地域の範囲 大垣市、羽鳥市、海津市、輪之内町、安八町の各一部

五 方法書及び方法書要約書の写しを縦覧に供する場所、期間及び時間

1 縦覧場所

岐阜県庁（六階 環境生活部環境管理課内）、岐阜市役所（南庁舎二階 環境事業部環境事業政策課内）、大垣市役所（二階 生活環境部環境衛生課内）、羽鳥市役所（一階 建設部都市計画課内）、海津市役所（西館一階 市民環境部環境課内）、岐南町役場（二階 住民経済教育部経済環境課内）、笠松町役場（二階 企画環境経済部環境経済課内）、輪之内町役場（一階 住民課内）、安八町役場（一階 住民

環境課内）、岐阜羽鳥衛生施設組合（し尿処理施設二階 施設建設推進課）

2 縦覧期間 平成三十年十月十日（水）から平成三十年十一月八日（木）まで（ただし、土曜日及び日曜日を除く。）

3 縦覧時間 午前八時三十分から午後五時十五分まで（岐阜市役所は、午前八時四十五分から午後五時三十分まで）

六 インターネットによる公表

方法書は羽鳥市ホームページ（<http://www.city.hashimaj.jp>）においてもご覧いただけます。

七 意見書の提出

方法書について、環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、「氏名、住所、対象事業の名称、ご意見（日本語）」を明記の上、次の方法で意見書を提出することができます。

1 提出方法 羽鳥市役所建設部都市計画課まで持参いただくか、郵送で提出してください。

2 提出期間 平成三十年十月十日（水）から平成三十年十一月二十六日（月）まで（必着）

八 説明会の開催を予定する場所及び日時

不二羽鳥文化センター 二〇一会議室（羽鳥市竹鼻町丸の内六丁目七番地）

平成三十年十月十八日（木）午後七時から

輪之内町文化会館 リトルホール（安八郡輪之内町中郷新田一五〇〇番地）

平成三十年十月二十二日（月）午後七時から

ハートピア安八 大会議室（安八郡安八町水取三〇番地）

平成三十年十月二十三日（火）午後七時から

九 問合せ

羽鳥市役所建設部都市計画課

電話 〇五八（三九二）一一一一（内線二二三五）

FAX 〇五八（三九二）八三三八

平成三十年十月九日発行

発行者  
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一  
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりとびあ十三  
岐阜文芸社